

<p>1. 開会 松本会長</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより「令和4年度第5回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多忙の中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>初めに委員の出欠状況について事務局から報告してください。</p>
<p>木場補佐</p>	<p>ご報告します。</p> <p>現在、委員総数15名のうち、14名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
<p>2. 会長挨拶 松本会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様、本日も大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本年度の長崎県最低賃金の改正審議につきましては、委員の皆様方のご協力をいただきまして、8月12日に答申することができました。</p> <p>改めてお礼申し上げます。</p> <p>さて、本日は、8月12日付けの「長崎県最低賃金の改正に係る答申」に対して、長崎県労働組合総連合から異議申出書の提出がございましたので、この取扱いに関する審議、また「長崎県特定最低賃金改正の必要性について」の審議を行いますので、円滑な議事進行に、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、異議申出に関する審議につきましては「公開」といたしますが、「長崎県特定最低賃金改正の必要性について」の議題以降は、長崎地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項ただし書の規定に基づき「非公開」の取扱いといたします。</p>
<p>木場補佐</p>	<p>ただいま会長から説明がありましたとおり、長崎県特定最低賃金に係る「(2)長崎県特定(産業別)最低賃金の必要性について」以降の議題は、非公開の取扱いとなりましたので、傍聴の方・記者の方には途中から退席をお願いすることになります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>3. 議題 (1) 最低賃</p>	

<p>金審議会の 意見に関する 異議の申出 について 松本会長</p>	<p>それでは、早速議事に入ります。 最初の議題、「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」でございますが、事務局から異議申出の内容等について、説明をお願いいたします。</p>
<p>平野室長</p>	<p>長崎県最低賃金の改正につきましては、8月12日に「32円引上げて、1時間853円とする。」との答申をいただき、これに対する異議申出の公示を8月29日まで行ったところ、長崎県労働組合総連合から長崎労働局長あて、「異議申出書」が提出されております。 お配りしております資料No.1の1ページ「異議申出書」をご覧ください。 それでは、異議申出の要旨につきまして、説明いたします。 長崎県労働組合総連合からの異議の内容につきましては、「長崎県最低賃金を1時間853円と定めることに不服です。最低賃金で働く労働者でも「健康で文化的な最低限度の生活」ができるよう、また、最低賃金の地域間格差を是正するためにも、中央最低賃金審議会が示した目安額をさらに大きく上回る額に引き上げてください。」というものです。 その理由としまして、①今回示された引き上げ額は過去最高であり、中央最低賃金審議会が示した目安額を2円上まわったことは、困窮する労働者の生活を考慮された結果であると拝察します。しかし、この引き上げ額ではまだ不十分と言わざるを得ません。食品をはじめとする生活必需品の価格上昇が今後も続けば、最低賃金近傍で働く労働者の生活を一層圧迫します。現在進行している物価上昇を考慮すれば、さらに大幅な引き上げが必要です。 ②各県の答申状況を見れば、Dランクの16県のうち本県を含む13県で目安額を2円以上上回る答申が行われています。ここには地域間格差を是正しようとする各県の意思を見ることができます。しかし、それでも220円あった本県と東京都の差が219円になったにすぎません。地域間格差の是正を大きく進めるためにも、さらなる大幅な引き上げが必要です。 といった内容となっております。 異議申出の内容につきましては、以上でございます。 異議申出者の資格、異議の内容及び理由につきましては、その要件を具備していると認められるところでございますので、ただ今から、異議</p>

	<p>申出につきまして、長崎労働局長から諮問をさせていただきたいと存じます。</p> <p>会長と局長は、中央にお願いいたします。</p>
小城局長	<p>最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）、標記について、「長崎県労働組合総連合」から、別添のとおり、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。</p>
平野室長	<p>ただ今、諮問をさせていただきました諮問文の写しをお配りしますので、確認をお願いいたします。</p> <p>なお、諮問文の本文の中に別添の記載がありますが、これは資料として配付しております異議申出書のことですので、割愛させていただいております。</p>
松本会長	<p>それでは、カメラによる撮影は一旦ここまでといたします。</p> <p>事務局は報道機関の方に説明をお願いします。</p>
室長補佐	<p>申し訳ございませんが、報道のカメラによる撮影を一旦ここまでとさせていただきます。</p> <p>報道のカメラの方は、退出をお願いします。</p> <p>撮影可となりましたら、改めてご案内させていただきます。</p>
松本会長	<p>ただ今、諮問を受けました異議申出書の内容について、審議をいたします。</p> <p>長崎県労働組合総連合からの異議申出について、労使双方から、ご意見をお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
種村委員	<p>はい、異議申出書を拝見いたしました。</p> <p>申出者の思いとして検討させていただきましたが、その上で、労側、使側それぞれ思いがあると思いますが、これまでの本審、専門部会での審議を重ねた結果として、最終的に公益見解が示された金額であると理解していますので853円、プラス32円の引上げを尊重したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他の委員の方から、何か補足するようなご意見はございますでしょうか</p>

	か。
労働者側委員	<意見なし>
松本会長	ありませんか。 それでは、使用者側委員からご意見をお願いいたします。
岩根委員	使用者側委員としては、最低賃金法、最低賃金審議会令に基づいて審議に臨んでおります。 今年度、特に不可分所得の反映というのが労側のみ直接数字的に反映されております。 使用者側にも直接の反映ということを申し上げましたが、その点については叶わなかったのは大変残念に思います。 しかしながら、全体の結果については本省の要請に基づき審議会として十分に審議を尽くしたものであり、結果は尊重されるべきものと考えます。 したがって本年度提出されている異議内容については棄却すべきものと考えます。 以上です。
松本会長	ありがとうございました。 使用者側の他の委員の方から、ご意見はございますでしょうか。
使用者側委員	<意見なし>
松本会長	ございませんか。 ただ今、労使双方からご意見をいただきました。 双方のご意見をまとめますと、労働者側委員からは、思いはわかるけれども、審議を重ねた結果であり、32円引上げというのはその結果であり、尊重したいということ。そして、使用者側からは法令に基づいて審議されたものであり、物価上昇分が労働者側の方にのみ反映していることは極めて残念だが、手続き上はきちんと行われているので、この結果については自分たちとしても尊重されるべきものと考えているということでした。 何か、補足意見などございますでしょうか。
各委員	<意見なし>

松本会長	<p>ありませんか。</p> <p>当審議会としましては、「長崎県労働組合総連合」から提出がありました異議申出について、委員の皆様方のご意見から判断いたしますと、8月12日の当審議会の答申は、専門部会及び審議会の場において、最低賃金法に基づき、関係者から提出された意見等を考慮し、また各種指標を参考に、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案しながら、慎重に審議した結果であること、異議申出の内容についても、これまでの審議の場において、真摯に議論が尽くされていること、労働者側委員、使用者側委員のご意見を踏まえますと、令和4年8月12日付け答申どおりの決定が適当であることと思料されます。いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
松本会長	<p>異議なしとみなします。</p> <p>それでは、当審議会の結論としましては、「令和4年8月12日付け答申どおり決定することが適当である。」といたします。</p> <p>それでは、長崎労働局長に対しまして、答申をすることといたしますので、事務局は答申案の準備をお願いします。</p> <p>答申案の準備ができるまで、しばらくお待ちください。</p>
松本会長	<p>ここからは、カメラについて再び撮影可といたしますので、事務局は準備ができましたら報道機関の方を室内にご案内ください。</p>
松本会長	<p>それでは、答申案の準備ができましたので、事務局は、答申案を委員の皆様にお配りください。</p>
松本会長	<p>お手元にお配りしました答申案につきましては、8月12日付けの長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、「令和4年8月12日付け答申どおり決定するのが適当である。」との結論に達しましたので、その旨を答申する、という内容となっております。</p> <p>ご了承いただければ、この内容で本審議会より、長崎労働局長に対し答申したいと存じますが、如何でしょうか。</p>
各委員	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
松本会長	<p>異議なしとみなします。</p> <p>ありがとうございます。</p>

	<p>それでは、この内容で本審議会より、長崎労働局長に対し答申することといたします。</p>
平野室長	<p>それでは、答申を行っていただきますので、会長・局長は中央にお願いいたします。</p>
松本会長	<p>長崎労働局長 小城英樹殿 長崎地方最低賃金審議会会長 松本睦樹 本日、貴職から8月12日付け長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する「長崎県労働組合総連合」からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、「令和4年8月12日付け答申どおり決定することが適当である」との結論に達しましたので、答申いたします。</p>
松本会長	<p>それでは、小城労働局長からご発言があるとのことですので、よろしくお願いいたします。</p>
小城局長	<p>ただ今、松本会長から令和4年の長崎県最低賃金の改正決定に対する異議の申出に係る諮問につきまして、「8月12日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申をいただいたところでございます。</p> <p>松本会長をはじめ委員の皆様方には、7月6日の諮問以降、本日まで、本審並びに専門部会において慎重かつ丁寧なご審議を賜り、改めて厚く感謝を申し上げます。</p> <p>本日の答申を受けまして、「長崎県最低賃金」につきましては、官報公示など所要の事務手続きを進めまして、最短の法定発効日であります10月8日発効を予定しているところでございます。</p> <p>また、長崎県最低賃金の履行確保のために、改正額の周知を行いますとともに、中小企業支援のための各種助成金制度の利用促進に向けた周知・広報を積極的に実施してまいります。</p> <p>委員の皆様方におかれましても、引き続き、各界、各方面への助言など、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>簡単ではございますが、答申を受けましての挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございます。</p>
松本会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、長崎県最低賃金の発効までの予定等について、事務局から説明をお願いいたします。</p>

平野室長	<p>それでは、長崎県最低賃金の発効までの予定等について説明いたします。</p> <p>本日、「令和4年8月12日付け答申どおり決定することが適当である」との答申をいただきましたので、本日の審議会終了後、労働局長の改正手続きを経て、直ちに厚生労働本省に対し、長崎県最低賃金にかかる官報公示の事務処理を開始するよう依頼します。</p> <p>これにより、9月8日の官報に公示され、30日間の公示期間を経た10月8日、土曜日が法定発効予定日となります。</p> <p>当局としましては、局長の挨拶にもありましたように9月8日の官報掲載を確認した後、最低賃金改正について、記者クラブへ資料を配付するとともに、長崎労働局ホームページへの掲載、県内の地方公共団体に対する広報誌への掲載依頼、ポスター・リーフレットの掲示依頼など、積極的な広報活動を順次実施する予定としております。</p> <p>それから、全国の地域別最低賃金額改定の答申状況について、令和4年8月23日に、厚生労働省からプレスリリースされておりますので、参考までに紹介したいと思います。</p> <p>資料No.1の3ページをご覧ください。</p> <p>答申のポイントが、プレスリリースに記載されておりますので、読み上げます。</p> <p>47都道府県で、30円～33円の引上げ（引上げ額が30円は11県、31円は20都道府県、32円は11県、33円は5県）改定額の全国加重平均額は961円（昨年度930円）全国加重平均額31円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額。</p> <p>最高額（1,072円）に対する最低額（853円）の比率は、79.6%（昨年度は78.8%）、なお、この比率は8年連続の改善。</p> <p>次の4ページの答申状況を見ていただきますと、各局の状況について記載されております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
松本会長	<p>本日、長崎県最低賃金の改正に係る当審議会の意見に対する異議申出の内容について、ご審議いただいた上で長崎労働局長に答申しましたことから、長崎県最低賃金専門部会の任務は終了いたしました。</p> <p>従いまして、第2回本審で議決されましたとおり、本日をもって、長崎県最低賃金専門部会を廃止することといたします。</p> <p>それでは、次の議題の「長崎県特定最低賃金改正の必要性」についての審議に移りたいと思いますが、以後の議題は、冒頭に申しあげましたように長崎地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項ただし書の規定に基づき「非公開」といたします。</p>

<p>木場補佐</p> <p>(2) 長崎県 特定（産業 別）最低賃 金の必要性 について ①参考人意 見聴取 ②労側委員 からの説明 ③必要性の 有無</p>	<p>これ以降の会議は非公開となります。 報道のカメラによる撮影を中止してください。 傍聴の方、記者の方は退室をお願いします。</p> <p>(以下、非公開)</p>
--	---